

平成24年5月2日

第2382号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



■ 目 次 ■

告 示

- 生活保護法による介護機関の指定（247・福祉政策課）…………… 1
- 生活保護法による指定介護機関の変更（248・福祉政策課）…………… 2
- 生活保護法による指定介護機関の事業の廃止（249・福祉政策課）…………… 2
- 生活保護法による指定介護機関の事業の休止（250・福祉政策課）…………… 3
- 形質変更時要届出区域の指定（251・環境管理課）…………… 3
- 都市計画事業の認可の告示があった旨の公告（252・都市計画課）…………… 3
- 建設業の許可の取り消し（253・平鹿地域振興局総務企画部）…………… 4

公 告

- 土地改良区の定款変更の認可（鹿角地域振興局農林部）…………… 4
- 人事委員会規則
- 人事委員会規則8-6（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する規則…………… 4

告 示

秋田県告示第247号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第54条の2第1項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成24年5月2日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
ハッピーライフ訪問介護事業所	株式会社高久	大仙市大曲福住町5番29号	訪問介護、介護予防訪問介護	平成24年3月15日
特定施設やまぼうし	医療法人秋田愛心会	山本郡三種町浜田字上浜田1番地	特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護	平成24年4月1日
ショートステイ蒼きもり	株式会社蒼きもり	男鹿市船越字狐森147-2	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	平成24年3月15日
ふれあいの里ありうら	株式会社タクト	大館市有浦1-3-13	特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護	平成24年4月1日
有料老人ホーム北の郷	医療法人寿光会	鹿角市十和田大湯字前田29番地	地域密着型特定施設入居者生活介護	平成24年4月1日
よつば介護相談センター	株式会社よつば	大仙市大曲日の出町二丁目44番地2	居宅介護支援事業	平成24年4月1日
デイサービスセンターおひさま	株式会社ハートフルケアサポート	大館市早口字小比立内51番地5	通所介護、介護予防通所介護	平成24年4月1日

介護老人保健施設幸寿園	社会福祉法人大仙ふくし会	大仙市強首字上野台12-15	通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護、介護老人保健施設	平成24年4月1日
介護老人保健施設八乙女荘	社会福祉法人大仙ふくし会	大仙市北長野字野口前23	通所リハビリテーション、短期入所療養介護、介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所療養介護、介護老人保健施設	平成24年4月1日
あかしあデイサービス	有限会社デイサービスあかしあ	能代市花園町23番5号	通所介護、介護予防通所介護	平成24年4月9日
小規模多機能型居宅介護事業所花こまち	株式会社MIZUKI	能代市柳町10番14号	小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護	平成24年3月20日
医療法人楽山会第二グループホーム温泉保養館おおゆ	医療法人楽山会	鹿角市十和田大湯字湯の岱一丁目20番地	認知症対応型共同生活介護	平成24年4月1日

秋田県告示第248号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成24年5月2日

秋田県知事 佐竹 敬久

名 称	開設者氏名 又は名称	所 在 地	変 更 事 項		サービスの 種類	変更年月日
			変更前	変更後		
介護サービスセンター扇寿苑	社会福祉法人大仙ふくし会	大館市比内町扇田字中山川原56番地7	比内町ヘルパーサービスステーション	介護サービスセンター扇寿苑	訪問介護、介護予防訪問介護	平成24年4月1日
			大館市比内町新館字館下79番地1	大館市比内町扇田字中山川原56番地7		

秋田県告示第249号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成24年5月2日

秋田県知事 佐竹 敬久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	廃止年月日
特別養護老人ホームいさみが岡	湯沢市長	湯沢市山田字勇ヶ岡50	介護老人福祉施設	平成24年3月31日
医療法人幸佑会ケアセンターはせがわ	医療法人幸佑会	男鹿市船川港船川字新浜町26番地2	訪問介護、介護予防訪問介護	平成24年3月31日

秋田県告示第250号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から事業の休止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成24年5月2日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	休止年月日
ヘルパーステーションやまぼうし	医療法人秋田愛心会	山本郡三種町浜田字上浜田1番地	訪問介護、介護予防訪問介護	平成24年3月31日
デイサービスやまぼうし	医療法人秋田愛心会	山本郡三種町浜田字上浜田1番地	通所介護、介護予防通所介護	平成24年3月31日

秋田県告示第251号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域として、次のとおり指定する。

平成24年5月2日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 指定する区域

湯沢市下院内字上焼山1番2の一部及び2番8の一部

湯沢市下院内字焼山13番2の一部、14番2の一部、16番2の一部、17番の一部、18番2の一部及び19番

湯沢市下院内字大槻沢11番2の一部、12番2の一部、13番の一部、14番の一部、15番の一部、104番2の一部、105番の一部、106番2の一部及び107番2の一部

湯沢市下院内字柳原75番の一部、76番及び77番の一部

湯沢市上院内字新雄勝200番4の一部、207番2の一部及び206番の一部（別紙図面のとおりに。）

2 土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

備考 「別紙図面」は、省略し、秋田県生活環境部環境管理課及び雄勝地域振興局福祉環境部に備え置いて縦覧に供する。

秋田県告示第252号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第1項の規定による都市計画事業の認可の告示があったので、同法第66条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年5月2日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 都市計画事業の種類及び名称

鹿角都市計画道路事業3・4・9号久保田古館線

2 施行者の名称

秋田県

3 事務所の所在地

(1) 秋田市山王四丁目1番1号 建設部都市計画課

(2) 鹿角市花輪字六月田1番 鹿角地域振興局建設部

4 事業地の所在

収用の部分 鹿角市花輪字下花輪地内

使用の部分 なし

秋田県告示第253号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年5月2日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 処分をした年月日

平成24年4月24日

2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号

合名会社鈴木組

横手市大雄字上田村5番地の1

代表社員 鈴 木 政 道

秋田県知事許可（般-19）第928号

3 処分の内容

土木工事業に係る一般建設業許可の取り消し

4 処分の原因となった事実

平成24年4月24日付けで土木工事業に係る廃業等の届出があった。

このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、小坂町土地改良区から申請があった定款変更について、平成24年4月23日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成24年5月2日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

人 事 委 員 会 規 則

人事委員会規則八一六（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年五月二日

秋田県人事委員会委員長 柴 田 一 宏

人事委員会規則八一六（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する規則

規則八一六（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を次のように改正する。

第五条の三中「第六条の二第二項」を「第六条の二第四項に規定する放課後等デイサービスを行う事業若しくは同法第六条の三第二項」に改め、「第五条第八項に規定する児童デイサービスを行う事業若しくは同法」を削る。

別表第三児童福祉法の項中「知的障害児施設 知的障害児通園施設 盲ろうあ児施設 肢体不自由児施設 重症心身障害児施設」を「障害児入所施設 児童発達支援センター」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目1番1号

電話 018-860-1078（総務部広報広聴課）